

世保企発第 378号
平成16年2月23日

(特非) 化学物質過敏症支援センター
事務局長 網代太郎 様

世田谷保健所長 永見 宏 行

「保健所についての要望書」について (回答)

平素より、保健衛生行政にご協力を賜り、ありがとうございます。
平成16年1月19日付け文書にて依頼のありました標記の件につきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

1. 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。

<回答>

区民の健康に重大な危害をおよぼす化学物質過敏症、シックハウス症候群等について、関係所管の職員が研修等を通じて、知識を深めることの必要性は十分に理解するところです。

そこで、昨年度より情報交換や課題解決の場としてシックハウス対策説明会等を開催し、関係職員への啓発に努めています。また、必要の都度、職場内研修を実施しています。

なお、区独自の職員研修として実施する予定はありませんが、特別区専門研修「シックハウス」研修が実施されることになっており、世田谷区からは10名が受講することが決定しています。 [研修調査室]

2. 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。
 - (1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。

<回答>

シックハウス関連の部署と連絡会を設け、区民の不安、相談に適切に対応する体制を整えています。また、工事担当課職場内においても、必要の都度、会議を開催して情報の共有化や職場内研修を実施しています。

[建設・住宅部施設保全課]

- (2) 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。

<回答>

「シックハウス対策に関する当面の取り組みについて（平成15年7月23日策定）」に基づいて、適切な対応を行っています。

昨年、学校環境衛生の基準や建築基準法が改正されました。工事におけるシックハウス対策については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンを指定物質とし、場合によってアセトアルデヒド、エチルベンゼン、スチレンの3物質についても、使用する建築材料に含有のない或いは含有の少ないものを使用するよう義務付けました。（ホルムアルデヒドの場合は、JIS、JAS規格でF☆☆☆☆としている。）

併せて、工事中の簡易測定の実施としゅん工前に測定をし、厚生労働省で定める指針値以下となっていることを確認の上、引渡しをすることを義務付けました。

[建設・住宅部施設保全課]

- (3) 公共施設の禁煙化を促進すること。

<回答>

健康増進法の趣旨を踏まえ、受動喫煙を防止するため、区施設は施設内の禁煙又は分煙の徹底により対応しております。

[政策経営部政策企画課]

3. 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。

<回答>

「学校環境衛生の基準」に基づき、区立小中学校及び区立幼稚園に対し、教室の温度、湿度、換気回数などの空気検査のほか、年一回の定期検査として教室等の空気中化学物質検査を実施していく予定です。

また、化学物質に過敏に反応する児童、生徒、園児が、可能な限り学校生活を送れるよう対応可能な配慮をしていくことを目的として、「健康管理票」

を作成しました。情報は学校全体で共有し配慮に取り組み、区立学校全体の状況を把握するため、教育委員会へ「健康管理票」の写しを送付することとしました。

集中購買で学校備品を購入する際には、業者からホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物に関する試験・検査成績書等を徴し、学校環境衛生基準を満たす製品を指定するよう努めています。また、木工製品を購入する際には、使用した接着剤・塗料の成分表等を提出させ、製品の安全性確保に努めています。

【教育委員会事務局教育総務課】

4. 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。

<回答>

有害化学物質が出ない工事を心掛けるとともに、施設管理者・世田谷保健所及び工事担当課が常に連携をとって、最善な方法により適切な対応ができるようにしております。

【建設・住宅部施設保全課】

5. 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。

<回答>

化学物質過敏症やシックハウス症候群の発病により高血圧、心臓病等併発し、就労できず、生活に困窮に至った場合に生活保護を受けるには自己能力・資産活用し、私的扶養や他の法律による給付を優先して活用し、それでも生活に困窮する場合にはじめて保護が行われることが法で定められています。まずはご相談いただきたいと思います。

【保健福祉センター生活支援課／産業振興部工業・雇用促進課】

6. 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等）。

<回答>

世田谷区では、乳幼児検診（集団検診）を各保健福祉センター健康づくり課で行っております。また、各種がん検診（個別検診）を各医療機関で行っております。

シックハウス対策につきましては、未解明の部分も多く、現在これらの検

診を実施するにあたり、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者に対して特別な対応は、行っておりません。シックハウス対策に関しましては、庁内連絡会を設け全庁的取り組みを進めていますので、検診実施場所で個別に対応をしていくかにつきましては、環境総合対策室や教育委員会等の関係所管と連携を図りながら検討してまいります。 [世田谷保健所健康推進課]

7. 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。

<回答>

地区医師会、各医療機関との連携につきましても、シックハウス対策に関する情報を十分に把握し、各医療機関への情報提供や知識の普及啓発が適切に行えるよう今後検討してまいります。

また、他自治体等の動向も視野に入れ、幅広く取り組んでいきたいと考えます。 [世田谷保健所健康推進課]

8. 発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等）。

<回答>

(1) 農薬の散布について

病害虫防除に伴う農薬散布は、作物の安定生産、品質向上、管理コストの低減、作業の省力化を図るうえで、欠かせない手段です。しかしながら、農地の周辺に住宅が密集した現状を考慮し、近隣及び環境に配慮した病害虫防除を行っています。

なお、世田谷区内の農地は住宅地内に分散しており、生産団地化されていないので、ヘリコプターによる空中散布は行われていません。

① 農薬散布だけに頼らない総合的な防除の推進

- ・耕種的防除：輪作、土づくり、適正施肥、病害虫抵抗性品種の導入等
- ・物理的防除：太陽熱土壌消毒、寒冷紗被覆、シルバーマルチの使用等
- ・生物的防除：生物農薬、フェロモン剤、天敵の利用等

上記の防除を施しても、地域や作型、気候などにより病害虫は発生します。このため、病害虫被害を最小限に抑えるには、農薬散布（特に発生初期）は不可欠であります。

② 農薬の安全使用の推進

- ・農薬取締法に基づいて登録された農薬の使用
- ・注意事項等に表示された適用病害虫、適用作物の範囲、使用回数、使用方法等の遵守

- ・地形や立地条件、散布時の気象を十分考慮し、必要最小限の使用
- ・農薬散布中及び散布直後に、人が不用意に農地に近づかないようにするため、地域住民への周知や朝夕の散布の励行
- ・病害虫を発生初期に防除できれば、農薬の使用量・回数を減らすことが可能なため、東京都が提供している病害虫発生予察情報等を有効に活用し、病害虫の早期発見・防除及び病害虫の発生量や被害量に見合った効率的な防除の実施
- ・トレーサビリティシステム（農薬散布など栽培履歴の記帳）を導入することによる適正な栽培管理の維持 [産業振興部都市農地課]

(2) 野焼きについて

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」126条（廃棄物等の焼却行為の制限）により、野焼きは禁止されていますが、農作物等の病害虫防除、肥料を作るための一過性の軽微なたき火等につきましても、例外措置（条例施行規則第62条関係）として認められています。

しかしながら、近隣住民の誤解やトラブルを避けるため、区内農家はやむを得ない場合のみ野焼きを行っているのが現状です。[産業振興部都市農地課]

9. 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。

<回答>

シックハウス症候群から区民の健康を守るため、次のような啓発活動を行っています。

- ・乳児健診、母親学級での講義
- ・地域グループ等へ出張講座の開催
- ・区広報紙、保健所広報紙への掲載
- ・電話および窓口相談でのアドバイス
- ・室内化学物質の簡易測定及び低減方法指導 [環境総合対策室環境課]

本件担当：世田谷保健所健康企画課 宮坂
電話 03-5432-1111（内線 2433）